

用地取得業務における適切な進行管理について

平成25年7月30日用地第180号

県土整備部長通知

建物等の物件所有者と物件の移転に関する契約を締結する際には、契約の相手方に物件移転計画を確認し、履行期限について理解が得られた上で契約を締結することが基本です。

今後においても下記事項に注意し、物件の移転を履行期限までに確実に行わせるよう適切な進行管理をお願いします。

記

1 十分な移転期間の確保について

契約後の移転期間が十分確保できることを確認した上で契約を締結すること。万が一予算を繰り越すことになったとしても、原則として引渡しが無許繰越期間を超えてしまうことのないようにすること。

2 契約後の進行管理について

土地売買契約等の契約を締結した後、移転状況の把握に努めるとともに、その状況を事務所内で共有すること。

3 履行期限の設定について

契約後にやむを得ず事故繰越しをした案件の履行期限は、遅くとも事故繰越しをした年の12月下旬とすること。

履行期限が経過しても引渡しができない場合は、原則として、用地課及び事業課と協議し、催告の上、民事保全法による仮処分等の手続に移行すること。ただし、事故繰越しをした年度内の引渡しが確実にあれば、履行期限を延長し、期限までに必ず引渡しを行わせるようにすること。